（本號よ面）　（明治三十年五月二十日　郵便報知新聞第三種郵便物認可）　明治二十七年三月三十一日　第三千九百三十號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も奢き新聞紙なり

明治廿七年三月三十一日土曜日
（西暦一千八百九十四年）
一二百七十五號

名家洋畫十二ヶ月

近來西洋の畫を學ぶ者專から其道に進し其技に熟し頗る見るべきの作ありと雖も世人曾く此美術の進歩如何を知らず斯道の爲め人々の遺憾とする所なり由て時事新報社は此美術の進歩を廣く世人に紹介し且つ其興賞の一端に供せんが爲め今般

東京府下の十二名家

を撰び之に十二箇月を割當て其長する所に從て毎月其月に因みある洋畫の揮毫を請ひ之を美麗なる彩色石版刷に附し毎月初旬時事新報の附錄として平生の愛讀者に配布する事と爲し來る四月を以て始め來年三月に至りて終る此十二箇月の洋畫、孰れも名家の手に成りたるものなれば四季折々に室内の装飾として大に讀者の心目を樂しめ且つ我國此美術の進歩を察するの具たるべし

來る四月五日第一附錄

十二名家の揮毫を石版に印刷し毎月附錄として時事新報の愛讀者に配布する其第一回は來る四月五日を以てすべし其畫題並に畫家は

櫻狩　淺井忠氏

にして春風駘蕩の好時節、此畫に對すれば身は忽ち百花爛熳の中に入りて魂飛び魄躍るの想ひあるべし

當日の新報、臨時の購讀者よりは定價五錢（東京市外は此外に郵税壹錢）を申受く可し又常日臨時に紙數を增刷するを以て廣告は來る四月三日迄に申込まるべし

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一時休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て遞還を以て返納する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事を御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　清國北京牛莊、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て歐羅巴各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て歐羅巴亞細亞諸港、太平洋諸嶋、暹羅　一箇月　金六拾五錢

五　歐羅巴諸國、南國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（抜萃）

	一行五號活字を用ひ	一行　二　行　十三　行　十一　行　十四五圓
一日限	一日以上	一日以上
二日限	七日以上	七日以上

廣告料定價　時事新報の廣告料は總て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社（寄稿に付）

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるが爲め時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯業の社會に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は臨する事と信じ此方多きが如し爲めに行違ひを生ずる場合を寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に進したる投書の原稿は凡て寄稿者に返還せず又本社に保存せず

時事新報

千嶋の漁獵

頗る風勢を始めとして世界に顯著の運動地たる我千嶋群嶋は地位の絶遠なる氣候の厳寒なる開拓に着手したる者もなく空しく外國密漁船の出没を傍觀して天産の富源を暴棄するが如きは誠に惜む可き限りと云ふ可し政府にても夙に愛護奮勵の爲め臨時軍艦を派遣するなれども遠隔なれ凡そ海上をはるかにかけて大海にも密漁を企る者は憚悍跳梁俗に所謂命知らずの輩のみにして武器兵具の用意さへ抜目なければ一軍艦に遮へばとて容易に驚くものにあらずスパと云はゞ打て出でん勢にして若しも强ひて捕縛せんとすれば徒に國際の高論を起すに過ぎず且つ從來の弊として恰も密漁を默許し黙認が慣習たる樣の慣例故に捕したる其獲分を收めて自から甘んじたる事實もあるべなれば外船の破壞赤敵の無理ならざる道もありて先づ以て手の付られぬ有樣なるは實に遺憾と云はざるを得ず即ち世に密漁船取締論の由て起る所以にして我家を赤うの密用を圖る者なれども密漁船が無遠慮に侵入するものは我國にて緯太と交換以來二十餘年の久しき此好漁場を無頓着に付し去り天然の産に放棄して開拓の實を擧げざるが故にして個人の所有にせよ他人の來りて掠を樂る以情勢の免れざる所なり試に地を替へて考へれば我國人にても他國に新る場所あれば或は之に侵入するの町心なきを保す可らざるが如し故に我産の所見を以てすれば取締軍艦の派遣、要は即ち要なり又一面も一國として版圖侵入を不問に付す可らざるや申す迄もなけれども嘗の威力に依て強ひて取締を遂行せんよりは先づ第一に千嶋地方の通船を奬勵し之を發達せしめて通民自から他の密漁を禁遏し而して其力及ばざるものは乃ち軍艦を煩はすまでを今日に處するの良法にして奇貨居るべき者なり然るに千嶋の産業を空しくせざるの得策ならんと信ずるの今に至るまで依然として無人の鄉の如く納んで進取の見るに足るものなきは何故なるや金なきが故かと云へに必ずしも然らずして全く我政府及び人民の注意足らざるの過に歸せざるを得ず或は千嶋全體の拓殖を一時に事行せんとするが如きは容易ならざる可しと雖も眼に其手始として蓋向きの急務なる通船の奬勵に就ては之を成さんみを眼て蓋だ難きにわらず其實手段の一二を謀らんに元來個人獨の常として墾殖開拓の事業なれば資本の困難なる事は申す迄もなく利益の爲に高眼を忘るゝ者に非ざるよりは決して着手を强ひ可らず左ればこれを時に通船者の事を試むる者あれども水夫等の中に苦情を鳴らす者多くして其本領を遂せしめ即ち通船は利を思ひ水夫は生命を思ふよりして雙方の調和を欠き隨て遂に通船の發達せざる者なりと云へば此欠點を救正するこれを最も急務にして其法唯通船をして水夫を兼ねるを得せしむるに外なきのみ從來北海道の通船たるや車ぬ磯通に寄來る魚介を捕ふ位のものにして規模亜て小なるが故に千嶋地方等の遠征に從事せんとすれば殆んど無用の用を爲す者少なく水夫は水夫、通船は通船にして爲めに前記の産業を留むるものなりと雖ども左れば政府に於て之に多少の便宜を與へたらば仕損を大にして着々歩を進むべき迄の事業に非ざる可し又政府は先年帝國水産會社の爲めに千嶋地方に於ける通船の特權を與へ通船區を三分して年々一區づゝを獨壟し他は一切通民の入るを許さざるが如き寧ろ全體の進歩を妨ぐるものなれば此等は奬勵法の實施と共に廢除して一般を解放するみを本意ならん乎奬するに今日千嶋の爲めに策を企つる者多くは一時に大資金を投擲せんとして却て着手の機を得ざるを憾み或は鐵熱版圖論を主張して密漁取締の爲めに軍艦の派遣を要多ならしめんと迫り國論の開拓及警備に就て常に輿論を離るゝが如きは我産の急に感服せざる所嘗小より始めて面して進に實地に就かんみを期するのみ

官報

○陸軍省令第四號

工事請負（北海道ニ關スル工事ハ除ク）ノ競爭ニ加ハラントスル者ハ官報第六十九號ニ掲ク本項ノ外左ノ實施ヲ保ツル者タルヘシ

明治二十七年三月三十日

陸軍大臣　伯爵大山巖

第一條　工事ヲ競爭シントスル者ハ一箇年ニ付左ニ掲ケタル金額ニ相當スル工事ヲ滿足ニ施行シタル實績ヲ有スルモノニシテ其工事ヲ遂行スルニ適當ナル者ニ在リテハ前年度ニ於テ其工事ヲ遂